

産業廃棄物処理業務委託（単価契約）仕様書

本仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で、発注者（千葉市）が本委託業務遂行上必要と認めた業務については、受注金額の範囲内で実施するものである。

委託名 千葉市立海浜病院 産業廃棄物処理業務委託
委託場所 千葉市美浜区磯辺3丁目31番1号「千葉市立海浜病院」
千葉市美浜区若葉3丁目1番27、41の一部「（仮称）千葉市立幕張海浜病院」

- 1 本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他廃棄物処理に関する法令等の規定に基づき、千葉市立海浜病院・（仮称）千葉市立幕張海浜病院より発生する廃棄物の処理（収集・運搬及び処分）業務を行うものである。
- 2 ビン・カン・ペットボトルの収集日時・回数については、月曜日から金曜日の間で週1回以上収集できる者。
廃棄品類の収集日時・回数については、発注者と協議して定めるものとする。
- 3 運搬する産業廃棄物の数量は、その都度、発注者係員又は発注者係員の指示する者の立会いを受け計量し、廃棄物管理票に記載後、確認・交付を受けるものとする。
本委託業務に必要な廃棄物管理票（以下「マニフェスト伝票」という。）等は、受注者の負担とする。
- 4 産業廃棄物の処理（収集・運搬及び処分）業務の実施にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他廃棄物処理に関する法令の規定に従うほか、千葉市及び関係行政庁の定める条例・基準等に従い業務を行うものである。
- 5 新病院への移転については仕様はそのまま住所を変更するものとし、仕様変更の必要が生じた場合は受注者及び発注者双方協議の上、本仕様を変更し業務を継続するものとする。
- 6 病院移転に伴い収集場所・期間は下記を想定とする。（変更の可能性あり）
①千葉市立海浜病院：令和8年4月1日～令和8年9月30日
②（仮称）千葉市立幕張海浜病院：令和8年10月1日～令和9年3月31日

7 その他

- (1) マニフェスト伝票による処理については、千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によるものとする。
- (2) 受注者は、発注者より業務の不備等の旨の連絡を受けたときは、直ちに担当者を派遣し、適切な措置をとるものとする。
- (3) 請負代金の請求は業務実施月の翌月とする。
- (4) 病院移転に関する内容も含めたその他詳細については、発注者と協議して定めるものとする。
- (5) 受注者は、本仕様書に明示なき事項であっても、本業務の目的達成のため必要と思われる事項については、実施するものとする。
- (6) 廃棄物の処理時に発生する解体等、下処理の費用等は受注者の負担とする。

8 廃棄物種類及び排出予定数量

廃棄物種類

1. 廃棄品類（廃プラスチック類・金属くず・木くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）
年間排出予定数量 11,800kg
2. ビン（ガラスくず）
年間排出予定数量 1,400kg
3. カン（金属くず）
年間排出予定数量 1,000kg
4. ペットボトル（廃プラスチック）
年間排出予定数量 8,500kg